

請 願

平成30年6月須賀川市議会定例会

請願番号	受 理 年月日	請 願 名	請 願 者	紹介議員	資 料 ページ
請願第3号	H30. 5. 25	誰でも安心して利用できるよう、tetteの駐車場に優先枠（子連れ親、高齢者、障がい者一共通）のスペースを求める請願書	須賀川市 新日本婦人の会須賀川支部 支部長 片野ミチ子	丸本由美子	1
請願第4号	H30. 5. 25	放射線監視装置（モニタリングポスト等）を撤去しないことを求める請願書	須賀川市 新日本婦人の会須賀川支部 支部長 片野ミチ子	丸本由美子	2
			須賀川市 岩瀬須賀川地方労働組合総連合 議長 山田勇雄		
			須賀川市 福島県教職員組合岩瀬支部 支部長 伊藤 弥		
		郡山市 モニタリングポストの継続配置を求める市民の会須賀川 共同代表 鈴木真理			
請願第5号	H30. 5. 25	「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書	福島市 福島県教職員組合 中央執行委員長 角田政志	横田洋子	3~5


2018年 5月 25日

須賀川市議会議長 佐藤 暎二 様


請願団体

新日本婦人の会須賀川支部

支部長 片野ミチ子


住所 〒962-

須賀川市 

TEL・FAX 



紹介議員

丸本由美子 

誰でも安心して利用できるよう、tette の駐車場に優先枠
(子連れ親、高齢者、障がい者—共通) のスペースを求める請願書

【請願趣旨】

私どもの会は 30 年以上 20 才～90 才代の会員の生涯学習をつづけ、特に公民館を利用してきました。また乳幼児のあそびのサポートを 20 年以上つづけ、さらに会員の高齢化、障がいをもつ方々の悩みにより添ってきました。

1 月オープンの tette は図書館、公民館、子どものあそび場、貸館など備えており、生涯学習の複合施設として多くの市民に待たれております。

子連れの方は子どもを連れたほか、大きなバック（おむつ、着替え、食べ物、飲み物等）を持たなければなりません。高齢者は足腰が弱くなって、閉じこもりがちになります。障がい者も身体が不自由なため閉じこもりがちになります。弱者の方が安心して tette に来られるように駐車場が近くにある必要があります。

子育て支援のまち、高齢者、障がい者に優しい『選ばれるまち』須賀川市として、ぜひ具体的な対策を求めるものです

【請願項目】

- 一、子連れ親、障がい者、高齢者の優先枠 15 台程のスペースを確保していただくことを求めます。



須賀川市議会議長
佐藤瞭二様



放射線監視装置(モニタリングポスト等)を撤去しないことを求める請願書

請願団体

新日本婦人の会須賀川支部
支部長 片野ミチ子
須賀川市



岩瀬須賀川地方労働組合総連合
議長 山田勇雄
須賀川市



福島県教職員組合岩瀬支部
支部長 伊藤弥
須賀川市



モニタリングポストの継続配置を求める
市民の会 須賀川

共同代表 鈴木真理 (その他2名)
郡山市

紹介議員 丸本由美子

請願趣旨

原子力規制委員会は、3月20日の定例会合で、県内に設置されている約3,000台の放射線監視装置(モニタリングポスト)について、原発事故で避難指示が出た12市町村以外にある約2,400台を2021年3月末までに順次、撤去する方針を決めたことが報道されました。

しかし、避難指示が出なかった当市の会員から、「空間線量の正確な情報を自分の目で確認できる唯一のものだから撤去はしないでほしい」、「最近地震も多いし、事故を起こした原発が廃炉になるまでは何が起こるか分からない。撤去はしないでほしい」、「学校で子どもたちが安心して学べるように撤去しないでほしい」など、モニタリングの継続を望む意見が数多く届いています。

原発事故から7年がすぎ、健康への影響が心配される放射線に関して、国・東京電力と住民が情報を共有し、対策を進め、リスク低減に取り組む「リスクコミュニケーション」は引き続き重要です。

事故を起こした原発の廃炉までは30~40年はかかるといわれています。原子力規制委員会に放射線監視装置(モニタリングポスト等)を撤去しないことを求める意見書を提出していただけるよう請願します。

【請願項目】

放射線監視装置(モニタリングポスト等)の撤去をおこなわず、モニタリングを継続するよう原子力規制委員会に求める意見書を提出すること。

「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書

2018年 5月 25日

須賀川市 議会
議長 佐藤 瞭二 様

請願者 福島市 [REDACTED]

福島県教職員組合

中央執行委員長 角田 政志
[REDACTED] 組合
[REDACTED] 組合

TEL [REDACTED]

紹介議員

横田 洋子



「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求めることについて

請願の趣旨

東日本大震災から7年が経過しました。東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子どもを対象に、「被災児童生徒就学支援等事業」が全額国庫負担の単年度の交付金事業として行われています。平成30年度も、東日本大震災復興特別会計による被災児童生徒就学支援等事業として計上され、66億円が予算化されています。

この事業を通して、幼稚園児の就園支援、小中学生に対する学用品等の援助や通学支援（スクールバス運行による通学手段の確保にかかる経費を含む）、高校生に対する奨学金支援、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などが実施されています。

政府の基本計画により、被災地に対する「集中復興期間」は平成27年度で終了し、平成28年度からは「復興・創生期間」となりました。平成28年3月11日に閣議決定された、『「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針』の「具体的な取組」の中にも「被災した子どもが安心して学ぶことができる教育環境の確保に取り組む」とあります。

本事業の対象家庭は、全国47都道府県すべてに上ります。福島県では、平成29年10月時点で約1万8千人の子どもたちが県内外で避難生活を送っています。（福島県子ども・青少年政策課公表）経済的な支援を必要とする子どもたちは多く、子どもたちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはなりません。学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いています。

「被災児童生徒就学支援等事業」の継続による就学支援は非常に重要です。事業に係る予算措置は単年度のため、事業が終了、もしくは規模が縮小することとなれば、自治体負担となることも危惧されます。地方から「必要である」との声を中央に届けることが必要となります。

こうした状況をふまえ、経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学に対し、いきとどいた支援が保障されるよう、下記事項について強く要請します。

つきましては、下記の通り、平成31年度においても「被災児童生徒就学支援等事業」を継続し、被災児童生徒の就学支援に必要な財政措置を行うよう、関係諸機関に対し意見書の提出により要請することをお願いいたします。

請願事項

1. 東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、平成31年度以降も、全額国庫で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、十分な就学支援に必要な予算確保を国へ要望する意見書を提出すること。

要請先 文部科学大臣 復興大臣 総務大臣 財務大臣

「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見(案)

東日本大震災から7年が経過しました。平成23年度に創設された「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」は、「被災児童生徒就学支援等事業交付金」となり4年目を迎えました。被災した子どもたちには、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能しています。

この事業を通して、幼稚園児の就園支援、小中学生に対する学用品等の援助や通学支援(スクールバス運行による通学手段の確保にかかる経費を含む)、高等生に対する奨学金支援、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などが実施されています。学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いています。

本事業の対象家庭は、全国47都道府県すべてに上ります。福島県では、平成29年10月時点で約1万8千人の子どもたちが県内外で避難生活を送っています。(福島県こども・青少年政策課公表)また福島県だけでなく、宮城県、岩手県など広範囲の被災地でも、被災した多くの子どもの就学支援が行われています。経済的な支援を必要とする子どもたちは多く、今後も継続した支援が必要です。子どもたちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはなりません。

「被災児童生徒就学支援等事業」による就学支援は非常に重要です。しかし、事業に係る予算措置は単年度のため、今後、本事業が終了もしくは規模が縮小することとなれば、自治体負担となり、被災児童生徒の就学支援に格差が生じることも危惧されます。平成31年度以降も本事業を継続し、必要な財政措置を行い、被災した子どもたちに継続した就学支援を実施できるようにする必要があります。

このような理由から、下記の事項の実現について、地方自治法第99条にもとづき、意見書を提出します。

1. 東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、平成31年度以降も、全額国庫で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、十分な就学支援に必要な予算確保を行うこと。

要請先

復興大臣	吉野 正芳 殿
文部科学大臣	林 芳正 殿
総務大臣	野田 聖子 殿
財務大臣	麻生 太郎 殿